

明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）第17条第5項の規定に基づき、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、条例第17条第2項及び第3項に規定する事項（以下「協議事項」という。）の審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題小委員会)

第7条 協議事項について専門的に協議するため、協議会に課題小委員会を置く。

2 課題小委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 課題小委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

4 委員長は課題小委員会に属する委員のうちから会長が、副委員長は課題小委員会に属する委員のうちから委員長が、それぞれ指名する。

5 課題小委員会は、必要に応じて、障害者その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題小委員会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。